

		商号 調査委託者	名称 組合
第九百四十六条第三項	附 則	この政令は、公布の日から施行する。 (昭和二十六年六月二三日政令第一二三三号)	
第九百五十五条第二項	附 則	この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。 (昭和三九年三月二三日政令第二十九号) 抄	
	（施行期日）		
第一条 この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。			
	（経過措置）		
第十条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。			
第十一條 この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。			
第十二条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。			
附 則 （昭和四九年三月三〇日政令第七二号） 抄			
（施行期日）			
1 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。			
附 則 （昭和五九年六月六日政令第一七六号） 抄			
（施行期日）			
第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。			
（経過措置）			
第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政に対ししてした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政に対ししてした申請等とみなす。			
北海海運局長	東北海運局長	北海道運輸局長	
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）及び新潟海運監理部長	東北海運局長	新潟海運局長	
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	東北海運局長	新潟海運局長	
関東海運局長	中部運輸局長	中部運輸局長	
東海海運局長	近畿海運局長	近畿海運局長	
近畿海運局長	中国海運局長	中国海運局長	
中国海運局長	四国海運局長	四国海運局長	
四国海運局長	九州海運局長	九州海運局長	
九州海運局長	神戸海運局長	神戸海運監理部長	
神戸海運局長	札幌陸運局長	札幌陸運局長	
札幌陸運局長	仙台陸運局長	仙台陸運局長	
仙台陸運局長	新潟陸運局長	新潟陸運局長	
新潟陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長	

名古屋陸運局長	中部運輸局長
福岡陸運局長	近畿運輸局長
大阪陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
広島陸運局長	九州運輸局長

福岡陸運局長

附 則 (昭和五九年九月二一日政令第二七三号)

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄

（施行期日）

この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則 (平成七年一二月二日政令第四二六号)

この政令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)

この政令は、金融監督設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附 則 (平成一〇年一月二〇日政令第三六九号) 抄

（施行期日）

この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第二五四四号) 抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二三日政令第二〇八号) 抄

（施行期日）

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二八日政令第二三三号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一十七年五月一日）から施行する。

附 則 (令和三年二月三日政令第二二号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則 (令和三年八月四日政令第二二三号)

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、令和三年九月一日から施行する。